

第3章 道路標識等設置・管理基準総則

第1 道路標識等設置・管理の基本原則

1 法令の根拠に基づく設置

道路標識等は、公安委員会又は警察署長等が交通規制を実施する場合における具体的な意思を表示する手段であるから、必ず法令の根拠に基づいて適確に設置しなければならない。

2 適正な設置

道路標識等の設置に当たっては、交通規制の実効が上がるよう、歩行者又は車両等の運転者がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じて必要と認める数のものを設置しなければならない。

3 統一的な設置

道路標識等の設置に当たっては、交通規制の種類に応じて、標示板の高さ、間隔、配列その他の設置の方法をできる限り統一するように配慮しなければならない。

4 堅ろう性の確保

道路標識等の材料及び構造は、堅ろうで耐久性のあるものを選び、標示板の取付け及び柱の埋め込みに当たっては、風圧等に十分耐えるように配慮しなければならない。

5 反射材等の使用

標示板には、夜間においても十分認識できるよう、原則として反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すものとする。また、夜間における視認性を高めるために太陽電池により輪郭等を発光させる道路標識（以下「自発光式道路標識」という。）を設置することができる。道路標示についても、原則として反射材料を用いるものとする。

6 適正な維持管理

道路標識等は、破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれたり、老朽化により標識柱の倒壊や標示板の落下等の事案が発生したりしないように、各種点検及び点検結果の記録を確実に行之、適時取替え、補修、障害物の除去等を行うなど、適正な維持管理に努め、常に良好な状態が保たれるよう配慮しなければならない。

第2 道路標識及び道路標示の設置区分

道路標識等の様式は、交通規制の種類に応じ、

- ① 道路標識及び道路標示の双方が定められているもの
- ② 道路標識のみが定められているもの
- ③ 道路標示のみが定められているもの

がある。

このうち、①に該当する交通規制については、横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」

という。)を設置する場合(令第1条の2第3項各号及び第4項各号に掲げる場合を除く(第4章第6及び第61参照。))は令第1条の2第3項本文の規定により、また、島状の施設によらないで安全地帯を設ける場合は法第2条第1項第6号の規定により、道路標識及び道路標示の双方を設置することが要件とされている。それ以外の場合は、道路標識又は道路標示のいずれか一方の設置があれば、交通規制の効力に関する形式的な要件は充足されるものであるが、交通規制の実効を確保するため、必要に応じて道路標識及び道路標示を併設するものとする。これら道路標識及び道路標示の双方を設置する場合の設置区分は次の表に示すとおりとする。

道路標識及び道路標示の双方が定められている場合の設置区分

道路標示の種類及び番号		設置が必要	法令上の要件として双方の	原則として標識と標示の双方を設置	原則標識で必要に応じ標識を設置	原則標識のみを設置 ※2	備 考
転回禁止 (101)					○		
追越しのための右側部分はみ出し通行禁止 (102)				○			
駐停車禁止 (103)	歩車道の区別有り				○		
駐車禁止 (104)							
最高速度 (105)					○		
車両通行区分 (109の 3)			○				
特定の種類の車両の通行区分 (109の 4)			○				
牽引自動車の高速自動車国道通行区分 (109の 5)			○				
専用通行帯 (109の 6)			○				
路線バス等優先通行帯 (109の 7)			○				
牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間 (109の 8)			○				
進行方向別通行区分 (110)				○			
平行駐車 (112)					○		
直角駐車 (113)							
斜め駐車 (114)							
終わり (115)					○		
横断歩道 (201)	信号機設置箇所					○	
	信号機未設置箇所	○※1					
自転車横断帯 (201の 3)	信号機設置箇所					○	
	信号機未設置箇所	○※1					
停止線 (203)						○	
中央線 (205)						○	
中央線変移 (205)	常時変移					○	
	時間など限定して変移		○				
島状の施設以外の安全地帯 (207)		○					
前方優先道路 (211)			○				

※1 令第1条の2第4項各号に掲げる場合にあっては、一部の横断歩道等を表示する道路標識の設置を省略することができる。
(具体的な道路標識の設置方法は第4章第6及び第61の道路標識の設置方法参照)

※2 未舗装道路、積雪等の理由により標示の設置、管理が困難である場合は標識を設置

第3 道路標識等の設置基準

1 設置場所

(1) 設置場所選定の一般的基準

道路標識の設置場所選定に当たっては、次のことに留意しなければならない。

なお、標識令別表第一及び別表第五の設置場所の欄における「前面」とは、規制区間の始まる地点における道路の横断面であって、当該区間の外側に対しているものであるもので誤りのないようにすること（図例参照）。

ア 電柱、街路樹、沿道の樹木、広告物、塀、電話ボックス、郵便ポスト、他の道路標識等により視認性が妨げられるおそれのないこと。

イ 道路標識の交差点付近への集中を避けるため、必ずしも当該場所に設置する必要のない場合は、できる限りこれを避けること。

ウ 交通の妨害又は危険とならないこと。

エ 損傷を受けるおそれのないこと。

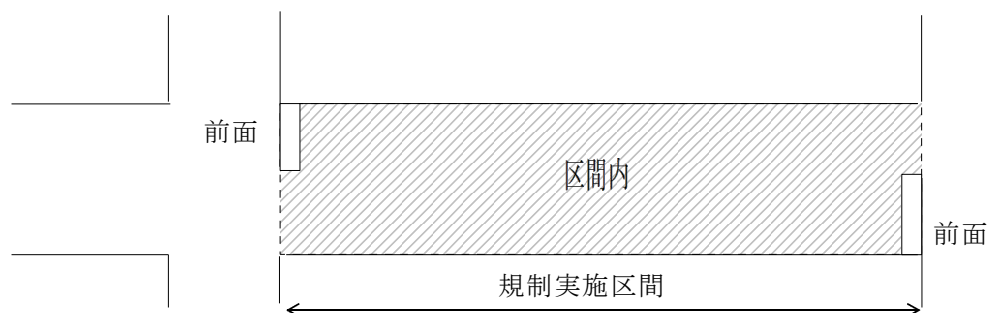
オ 管理上支障のないこと。

カ 道路構造、地下埋設物等に配慮すること。

キ 沿道の住民の日常生活及び沿道の施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。

ク 道路の形状その他の理由により、道路標識を第4章の各交通規制に掲げる道路標識の設置基準によって設置することができない場合又は当該基準によって設置することにより道路標識が著しく見にくくなるおそれがある場合においては、当該基準によらずに設置することができる。ただし、法令に定める設置方法を満たす必要があることに留意すること。

図例



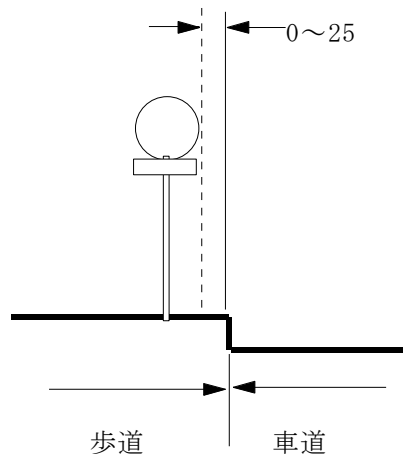
(2) 路端に設置する場合の基準

道路標識を歩車道の区別のある道路の路端に設置する場合は、原則として歩道の最も車道寄りの部分に設置するものとする（図例(1)参照）が、道路又は交通の状況から必要であり、かつ、道路標識の視認性が確保できるときは、路端寄りの部分に設置することができる。また、歩車道の区別のない道路の路端に設置する場合は、道路の幅員、車両からの視認性、歩行者の通行場所の確保等の観点から検討し、適切な場所に設置するものとする（図例(2)参照）。

なお、路端に設置する標識については、道路標識の視認性の確保のため必要があり、道路及

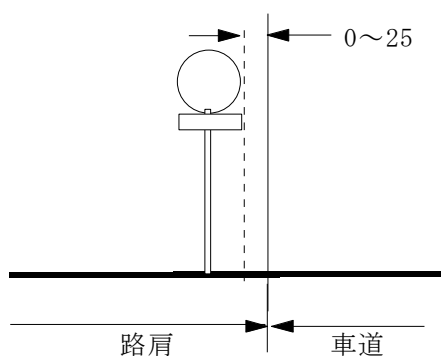
び交通の状況から見て適当と認められる場合においては、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式で設置することができる。

図例(1) 歩車道の区別のある道路の場合

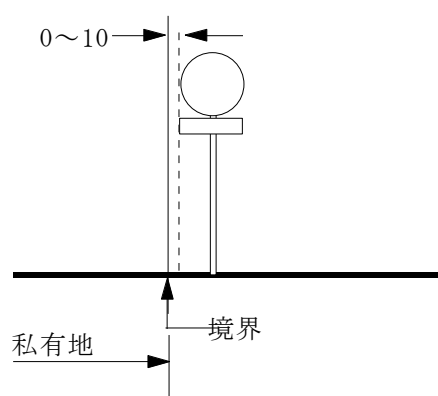


図例(2) 歩車道の区別のない道路の場合

① 車道寄りに設置する場合



② 私有地寄りに設置する場合



〔備考〕

- 1 単位はセンチメートルとする。以下、図例において同じ。
- 2 道路標識を設置する場合にあっては、道路構造令の建築限界を考慮すること。

2 設置間隔

(1) 設置間隔の基準

道路の区間を定めて交通規制を行う場合における区間内標識の設置間隔の基準は、次のとおりとする。ただし、道路標識「駐停車禁止(315)」、「駐車禁止(316)」、「駐車余地(317)」、「時間制限駐車区間(318)」、「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の2)」、「駐車可(403)」、「高齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」、「停車可(404)」（以下「駐車関係道路標識」という。）及び高速自動車国道等における「最高速度(323)」、「特定の種類の車両の最高速度(323の2)」、「最低速度(324)」の区間内標識の設置間隔の基準については、第4章の各項において定める

とおりとする。

ア 原則として、交差点ごとに設置するものとする（図例(1)参照）。

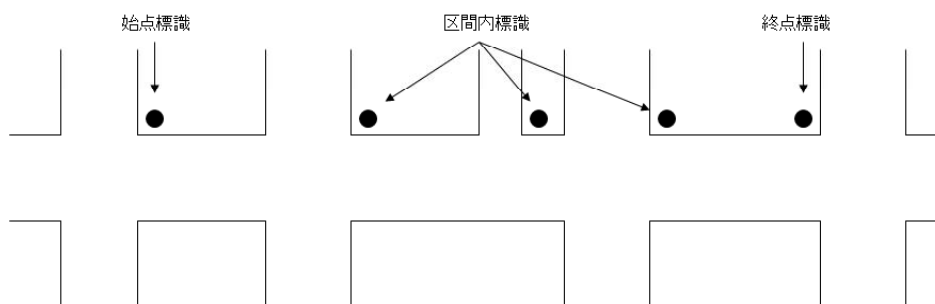
イ 市街地等で交差点が密に連続している区間において、右左折して規制区間に流入する車両から容易に視認することができる範囲に区間内標識が設置されているときは、交差点ごとに設置する区間内標識を適宜省略することができる（図例(2)参照）。

ウ 交差点間隔が長く、区間内で規制の意味が判然としなくなるおそれがある場合には、1.0キロメートル（「普通自転車専用通行帯（327の4）、（327の4の2）」、「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）（特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可）」及び「並進可（401）」については、400メートル）間隔を基準として、道路形状や実施されている交通規制等に鑑みて必要な間隔で区間内標識を設置するものとする。

エ 道路標識を設置する場合においては、これをもって区間内標識に代えることができる。

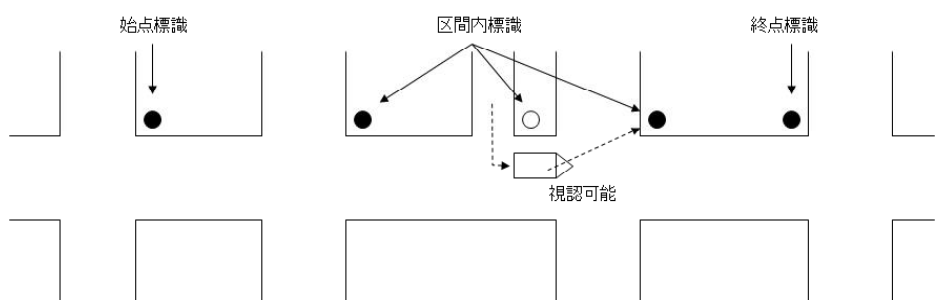
オ 道路標識等の視認性の確保等の必要性が認められる場合を除き、本項の設置間隔に満たない間隔では、原則として道路標識を設置しないこと。

図例(1)



（凡例）●…設置する標識

図例(2)



（凡例）●…設置する標識、○…設置を省略できる標識

カ 始点標識及び終点標識の設置の特例

(ア) 交通規制が行われている区間がおおむね30メートル未満の場合には始点標識「始まり（505-A・B）」に代えて、補助標識「距離(501)」のうち「ここから〇〇m」と表示されたものを附置し、終点標識を省略することができる。ただし、駐車関係道路標識については、看板（「タクシー乗り場」等の看板）、路面表示等により交通規制の終点が明らか

場合に限り、このような方法によって終点標識を省略することができる。

(イ) 一の都道府県の区間内において、公安委員会の意思決定の時期が異なる同一種類の規制が連続する場合には、一方の規制区間に係る終点標識及び他方の規制区間に係る始点標識に代えて、区間内標識を設置するものとする。

(ウ) 隣接する都府県にまたがって同一種類の規制が連続する場合には、一方の都府県側の規制に係る始点標識及び他方の都府県側の規制に係る終点標識は省略するものとする。ただし、この場合は、都府県間における設置位置の調整を十分に行うこと。

(2) 留意事項

ア 区間内標識については、(1)の基準を参照としつつ、交通規制の実効が上がるような設置に努めること。

イ 道路標示を併設する場合は、できるだけ道路標識と交互になるよう設置すること。

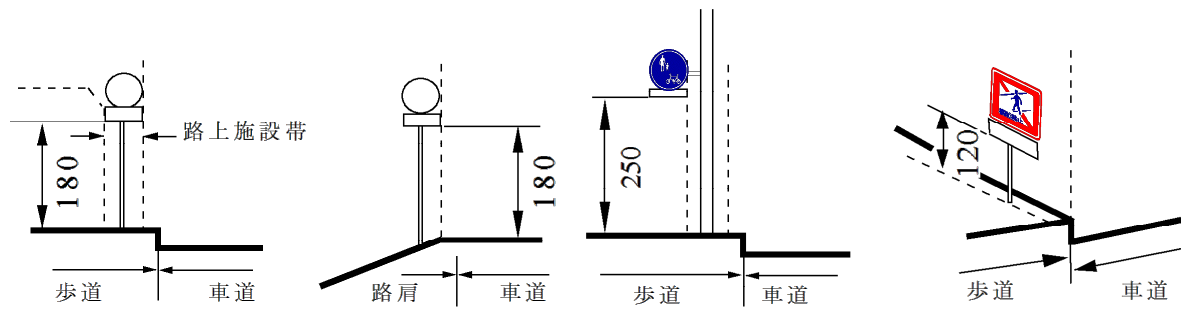
3 高さ

道路標識を設置する場合の路面（歩道に設置する場合にあっては歩道の路面をいい、車道に設置する場合にあっては車道の路面をいう。）から標示板の最下端までの高さは、原則として次の表に示す基準によるものとする。

(高さの基準)

設 置 方 式		標識令別表第二 で定める高さ	設 置 す る 場 合 の 基 準	備 考
1	路側方式	1メートル以上	標示板が歩行者又は自転車 が通行する歩道上の場所の上部 にある場合は2.5メートル	状況により1.8メートルまで 低くすることができる。
			歩行者等横断禁止については 1.2メートル	状況により1.8メートルまで高 くすることができる。
			上記以外は1.8メートル	状況により2.5メートルまで高 くし、又は1.5メートルまで低 くすることができる。
2	オーバー・ ヘッド方式	4.5メートル以上	5メートル	状況により4.5メートルまで低 くすることができる。
3	オーバー・ ハング方式	4.5メートル以上	5メートル	状況により4.5メートルまで低 くすることができる。
4	信号機、電 柱その他工 作物を利用 する方式		上記1～3を準用するものと する。	上記1～3を準用するものとす るほか、2又は3の方式に準じ て信号機、電柱その他工作物を 利用するときは、6メートルま でとすることができる。

図例(1) 路側方式（次の図の例により路端等に設置するものをいう。）



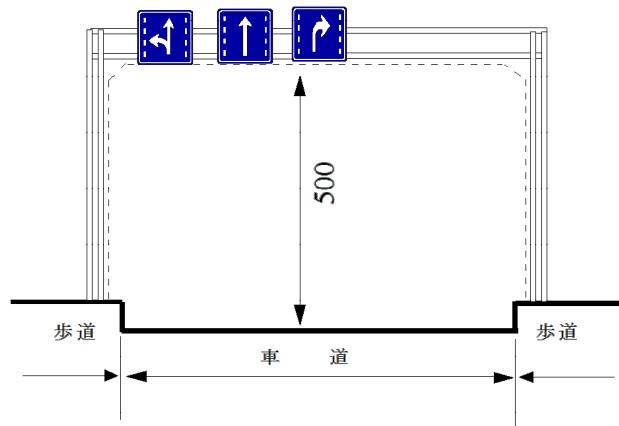
①歩道の車道寄り路端
（路上施設帯に設置）

②路肩に設置

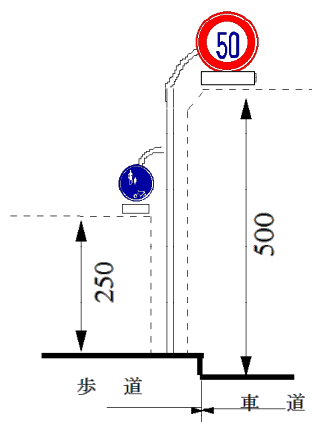
③歩道の空間上に設置

④歩道の車道寄り路端
（道路と平行に設置）

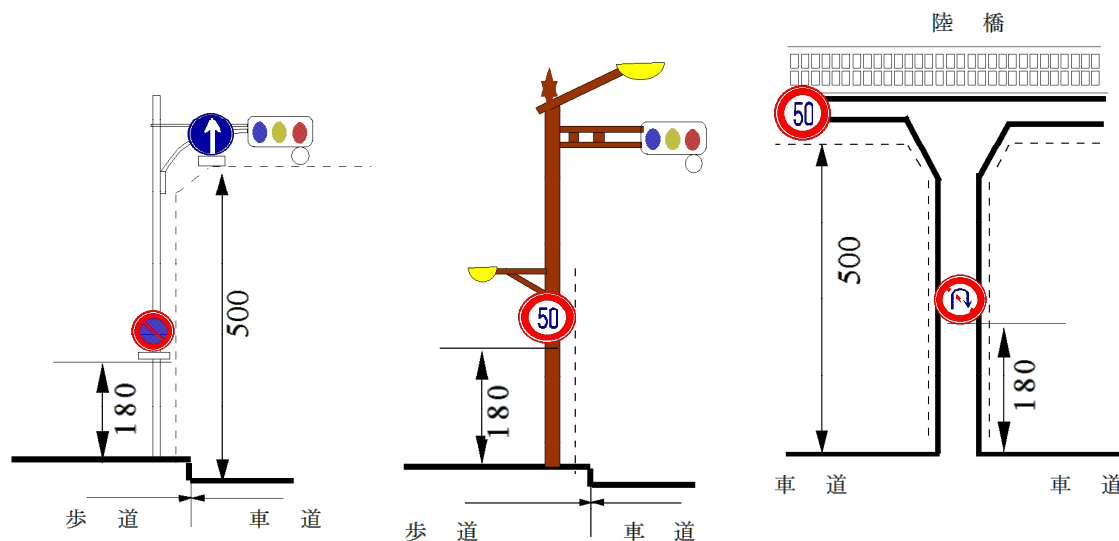
図例(2) オーバー・ヘッド方式



図例(3) オーバー・ハング方式



図例(4) 信号機、電柱その他工作物を利用する方式



4 角度

道路標識を設置する場合の標示板の取付けの角度は、当該標識を視認すべき歩行者又は運転者から見やすい向きに設置するものとし、原則として次の表に示す基準によるものとする。

(取付け角度の基準)

区分	取付け角度	道路標識の種類	備考
1	道路と平行	「歩行者等横断禁止 (332)」	
2	道路と平行 又は斜め	「一方通行 (326 - A)」 「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行 (326の2 - A)」	道路と平行 (0度) から斜め (おおむね45度) とする。
3	道路と直角	(1) 「指定方向外進行禁止 (311 - A ~ F)」 「安全地帯 (408)」 (2) 「通行止め (301)」 「車両通行止め (302)」 「特定小型原動機付自転車・自転車専用 (325の2)」 「普通自転車等及び歩行者等専用 (325の3)」 「歩行者等専用 (325の4)」 (3) オーバー・ヘッド方式又はオーバー・ハング方式によって設置するもの (区分1・2を除く。)	
4	道路と直角 又は斜め	上記に掲げる以外のもの	道路と直角 (90度) から斜め (おおむね45度) とする。

5 寸法

(1) 寸法の基準

ア 標示板の寸法は、標識令別表第二によるものとする。

イ 標識令別表第二備考一の(二)の10において「車両進入禁止 (303)」に用いることができる

こととされている長円形の曲板の基準は、縦60センチメートルとし、横は縦の長さの1.5倍までとし、中心角120度の円弧とする。

(2) 拡大又は縮小

ア 道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合における本板の拡大は前記(1)の基準より2倍までとし、縮小は原則として2/3倍までとする。

イ 補助板は、その附置される本板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

6 色 彩

(1) 標示板の色彩

ア 標示板の色彩は、次の表に示す基準によるものとする。

(表1) 反射シートを用いる場合の色彩の基準

色	色 度 座 標 の 範 囲								輝度率 (β) の 下限値
	1		2		3		4		
	x	y	x	y	x	y	x	y	
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.27
赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	0.03
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	0.01
淡い黄	0.350	0.330	0.483	0.410	0.400	0.496	0.295	0.385	0.45

(注) 色度図上の4点の座標を結ぶ枠内の色を指定するものとする。

(表2) 灯火式標識等の場合の色彩の基準

色 名	基 準 色
赤	7.5R4/13.5
青	7.5PB2.5/7.5
白	N9.3
黒	N1.5

(注) この表は、日本産業規格(JIS) Z8721(三属性による色の表示方法)によるもので、色相、明度、彩度によって色を指定するものである。

イ 標示板の裏面の色彩は、白色又は灰色とする。ただし、周辺の景観保持等のため必要がある場合は、茶系色等の明度及び彩度の低い色彩を用いることができる。

ウ 補助板の「始まり(505-A)」、「区間内(506)」及び「終わり(507-A)」の矢印の記号は、原則として赤色とする。

(2) 区域を定めて行う交通の規制の背板の色彩

標識令別表第二備考四の(一)の5の規定により、区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識に背板を設ける場合の背板の色彩は、白色又は灰色とする。

(3) 可変式標識の背板の色彩

標識令別表第二備考四の(一)の7の規定により、可変式の道路標識に背板を設ける場合の背板の色彩は、白色又は灰色(画像表示用装置に表示される標識にあっては、白色、灰色又は黒色)とする。

(4) 柱の色彩

柱（腕木の部分を含む。）の色彩は、白色又は灰色とする。ただし、周辺の景観保持等のため必要がある場合は茶系色等の明度及び彩度の低い色彩を用いることができる。

7 反射材料等

道路標識には、原則として反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すものとする。夜間照明装置を施さない場合は、特に視認性を確保する必要がある標示板（一時停止、横断歩道、自転車横断帯、指定方向外進行禁止等）については、原則として高輝度な反射材料を使用するものとし、それ以外の標示板についてもできる限り高輝度な反射材料を使用するものとする。

なお、反射材料を用いる場合は、原則として全面反射とする。

8 補助標識の使い方

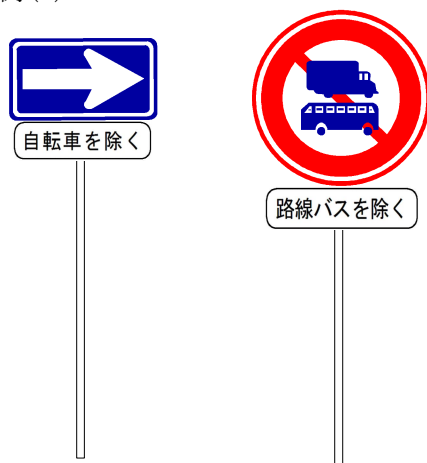
(1) 車両の種類の表示

ア 表示の基準

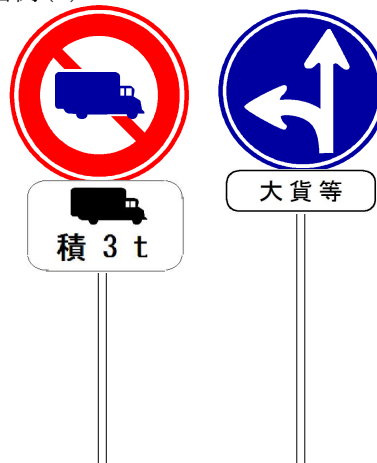
車両の種類の表示は、一般に分かりやすいように簡潔に行うこととし、規制の対象から除外する車両の種類を表示する方が簡潔な場合にあつては、規制の対象から除外する車両の種類を表示する方法（図例(1)参照）により、規制の対象となる車両の種類を表示する方が簡潔な場合にあつては、規制の対象となる車両の種類を表示する方法（図例(2)参照）により行うものとする。

なお、規制の対象となる車両の種類を表示する場合には、「○○」と表示することを原則とし、軌道敷内通行可、駐停車可等解除の効果を伴う場合を除き、「○○に限る」の表示は行わないものとする。また、この場合、特定の車両を除外するときは、「○○（○○を除く）」と表示し、「○○を除く○○」の表示は行わないものとする。

図例(1)



図例(2)



イ 車両の種類の略称

(ア) 車両の種類の表示は、標識令別表第二備考一の(六)の車両の種類の略称を用いて行うものとする。

(イ) 上記(ア)によるもののほか、規制の具体的内容に則した表示をすることができる。

ウ シンボル化した車両の種類の使用基準

(ア) 車両の種類として、「二輪の自動車以外の自動車」、「大型貨物自動車等」及び「大型乗用自動車等」を表示する場合は、原則として「車両の種類（503-B）」を用いることとする。

ただし、駐車関係道路標識以外の道路標識に「車両の種類（503-B）」を附置する場合は、文字（「日・時間」は除く。）との併記は行わないこととする。

(イ) 複数の「車両の種類（503-B）」を併記する場合の組合せの数は、原則として2までとする。

(ウ) 道路標識「車両横断禁止（312）」、「転回禁止（313）」及び右方向への進行を禁止し、かつ左方向への進行を可とする規制に用いる「指定方向外進行禁止（311-A・B・E）」に附置する場合は、原則として記号が左向きのものを用いるものとする。

(2) 遠隔操作型小型車の表示

ア この表示は「遠隔小型」（標識令別表第二備考二の（六））という略称を用いて行うこととする。（図例参照）

イ 「遠隔操作型小型車（503の2）」は規制標識に附置するものとする。

ウ 様式中の文字は例示であり、道路状況等によって「遠隔小型」及び「遠隔小型を除く」以外の表示を用いることができる。

（図例）



(3) 日・時間の表示

ア 日の表示は、特定の日を限り、又は特定の日を除いて規制を実施する場合に行うものとする。

イ 時間の表示は、特定の時間を限って規制を実施する場合に行うものとし、規制が終日にわたる場合は、これを表示しないものとする。ただし、時間を限って行う規制の標示板と終日にわたって行う規制の標示板を併設する場合には、終日にわたる規制について「終日」の表

示を行うものとする（「9 取付け方」の項参照）。

ウ 時間の表示は、24時間制によるものとし、原則として時間単位で行うものとする。

この場合、規制が適用されることとなる時間を表示するものとし、規制が適用されない時間を表示する方法（例えば「12-8」を除く。）は行わないものとする（図例参照）。

図例

規制が適用される時間	8時から12時まで	22時から翌日の1時まで	8時から11時まで及び 13時から19時まで
標示板の表示方法	8-12	22-翌1 22-1	8-11 13-19

(4) 区間等の表示

ア 区間の表示

(ア) 区間を表示する補助標識（「始まり（505-A・B）」、「区間内（506）」及び「終わり（507-A・B・C）」）の設置に関する基準は、原則として次のとおりとする。

a 道路の左側の路端に路側方式で設置する場合（「一方通行（326-A・B）」、「自転車一方通行（326の2-A・B）」を設置する場合を除く。）は、始点標識には「始まり（505-A）」又は「始まり（505-B）」、終点標識には「終わり（507-A）」、「終わり（507-B）」又は「終わり（507-C）」を附置するものとする。

b a以外の場合は、始点標識には「始まり（505-B）」、終点標識には「終わり（507-B）」又は「終わり（507-C）」を附置するものとする。

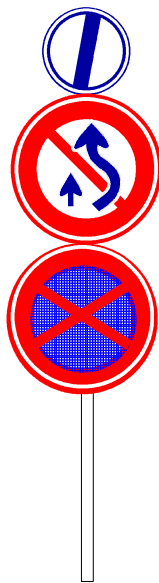
c 同一の柱に2以上の本板を上下に併設する場合で、それぞれの本標識の終わりを表示するときは、「終わり（507-C）」を附置するものとする（図例(1)参照）。

d 「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止（314）」、「追越し禁止（314の2）」、「最高速度（323）」、「特定の種類の車両の最高速度（323の2）」、「最低速度（324）」、「普通自転車等及び歩行者等専用（325の3）（特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可）」、「一方通行（326-A・B）」、「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行（326の2-A・B）」、「車両通行区分（327）」、「特定の種類の車両の通行区分（327の2）」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分（327の3）」、「専用通行帯（327の4）」、「普通自転車専用通行帯（327の4の2）」、「路線バス等優先通行帯（327の5）」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間（327の6）」、「進行方向別通行区分（327の7-A～D）」、「並進可（401）」、「軌道敷内通行可（402）」、「優先道路（405）」及び「中央線（406）」の区間内標識は、「区間内（506）」を附置しないものとする。

e 駐車関係道路標識（「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」、「駐車可（403）」、「高

齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」及び「停車可(404)」を除く。)の区間内標識は、「区間内(506)」を附置しないものとする。ただし、道路標識「駐停車禁止(315)」又は「駐車禁止(316)」の区間内標識と「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の2)」又は「高齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」を上下に併設する場合は、道路標識「駐停車禁止(315)」又は「駐車禁止(316)」の区間内標識に「区間内(506)」を附置するものとする(図例(2)参照)。

図例(1)



図例(2)



- (イ) 駐車関係道路標識を除き、規制が適用される場所又は区間が比較的短い場合(おおむね500メートル以内)、始点標識又は区間内標識は、「始まり(505-A・B)」又は「区間内(506)」に代えて「距離(501)」を用いることができる。

イ 区域の表示

区域を指定して行う規制の場合の補助標識の表示方法は次のとおりとする。

- (ア) 当該規制区域が「市内全域」等のように容易に認識できる場合は、始まり及び終わりを表示する補助標識に併せて補助標識「区域(501)」を用いることにより表示するものとする。
- (イ) 生活道路対策等で、区域の境界部に標識を設置する場合の補助標識の表示方法は、始点標識は「始まり(505-C)」、終点標識「終わり(507-D)」を背板内に設置するものとし、「区域内(506-2)」については、背板を用いずに使用するものとする。
- (ウ) (ア)又は(イ)以外の場合、補助標識「区域(501)」、「始まり(505-C)」、「終わり(507-D)」は用いないこととし、表示方法は、前記アによるものとする。

(5) 規制理由の表示

道路標識の本板が表示する規制の理由を歩行者、運転者等に応示する必要がある場合には、補助

標識「規制理由（510の2）」を附置するものとする。

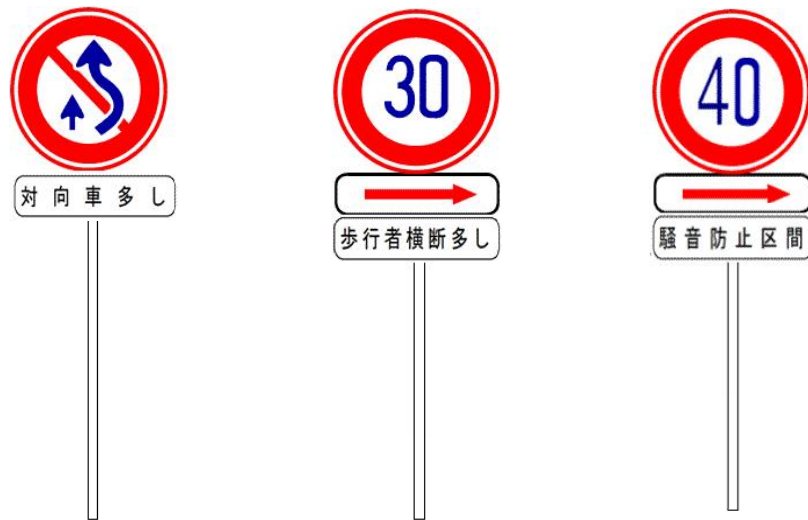
ア 附置することができる道路標識

「規制理由（510の2）」は、規制標識のすべて又は指示標識「規制予告（409-A・B）」に附置することができるが、必要最小限とすること。

イ 取付方法

「規制理由（510の2）」は、原則として規制対象、規制時間、規制区間等を表示した補助標識とは別に最下段に附置するものとする（図例参照）。

図例



(6) 補助標識の表示の基準

補助標識の表示の基準は、原則として次のとおりとする。

ア 補助板（補助標識（「終わり（507-C）」を除く。）の横の長さは、60センチメートルを基準とし、縦の長さは表示内容に応じて、下表のとおりとする。

縦の長さ (センチメートル)	標 示 内 容
18	矢印を1段に表示する場合
22	文字を1段に表示する場合
32	矢印又は文字を2段に表示する場合
44	矢印又は文字を3段に表示する場合

イ 補助標識の一行の文字数は、7文字までとする。

ウ 補助標識の行数は、3行までとする。

エ 車両の種類、日・時間を組み合わせて表示する場合の組合せの数は、それぞれ2までとする。

オ 上記の条件を満たすことができない場合は、可変標識を用いることとする。

(7) 2以上の種類の補助標識

ア 1の本標識について2以上の補助標識（「車両の種類（503-D）」、「終わり（507-C）」及び「規制理由（510の2）」を除く。）を用いる場合は、それぞれの補助標識の内容を同一の補助板に併せて表示するものとし、必要がある場合には、表示内容の区分を明確にするため、黒色の区分線を設けることができる。

なお、補助板には、縁線を用いないものとする。

イ アにより1つの補助板に2以上の表示を行う場合の表示の順序は、上方から

- ① 車両の種類
- ② 日・時間
- ③ 距離・区域又は区間

を表示する補助標識とする。

なお、「駐車余地（504）」、「追越し禁止（508の2）」及び「前方優先道路（509）」を併せて表示する場合は、①～③にかかわらずその最も上方に表示するものとする。

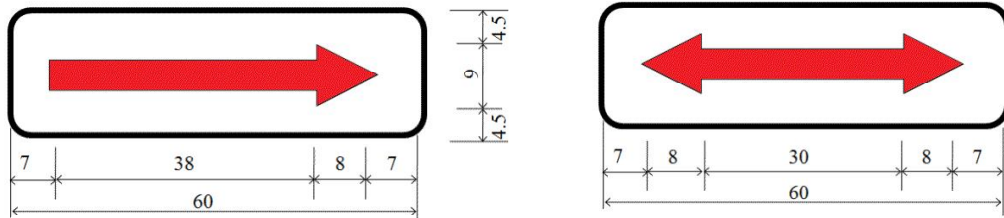
また、単一の本標識に「車両の種類（503-A）」と「遠隔操作型小型車（503の2）」を同時に附置することはできない。

(8) 文字及び記号の規格

文字及び記号の表示に当たっては、次の図例を参考とするものとする。

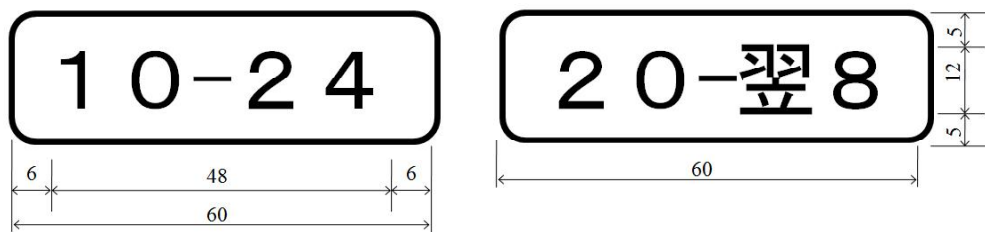
図例 参考規格

- ① 矢印を1段に表示する場合（18センチメートル）

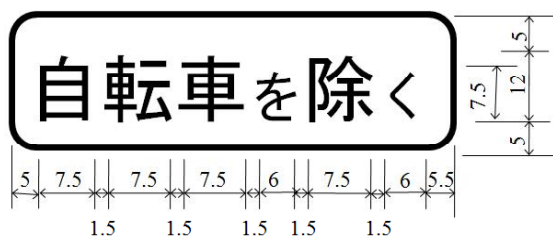


- ② 文字を1段に表示する場合（22センチメートル）

A 時間

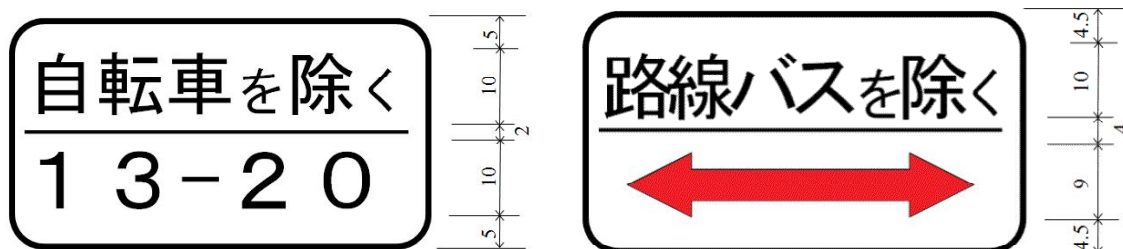


B 車両の種類



③ 2段に表示する場合（32センチメートル）

A 区分線を設ける場合

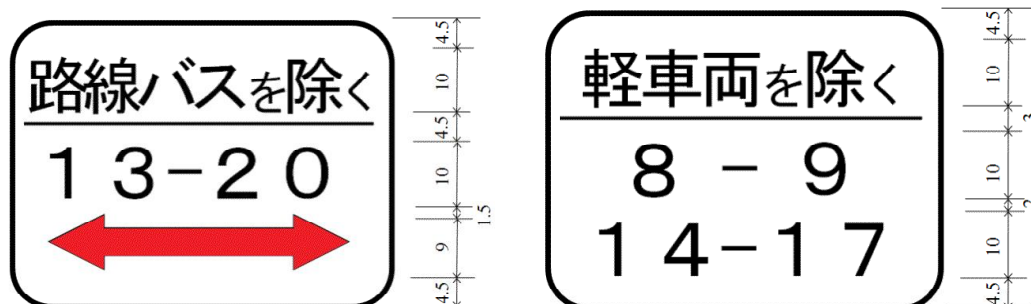


B 区分線を用いない場合

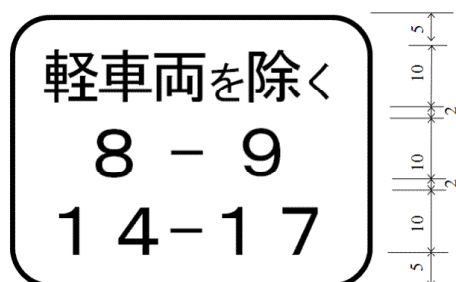


④ 3段に表示する場合（44センチメートル）

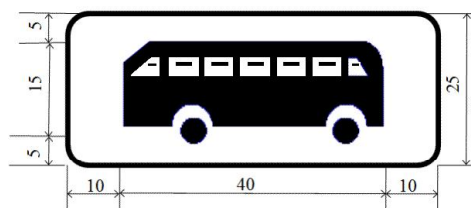
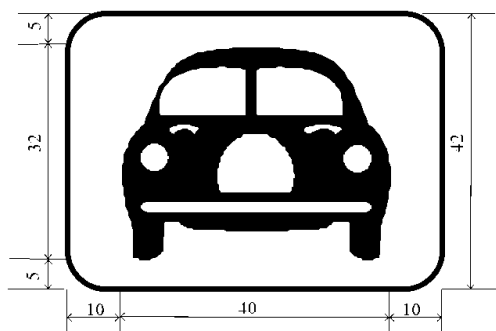
A 区分線を用いる場合



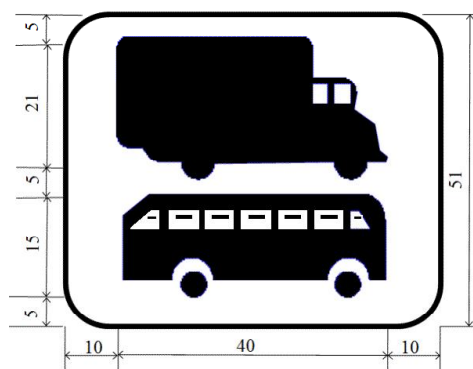
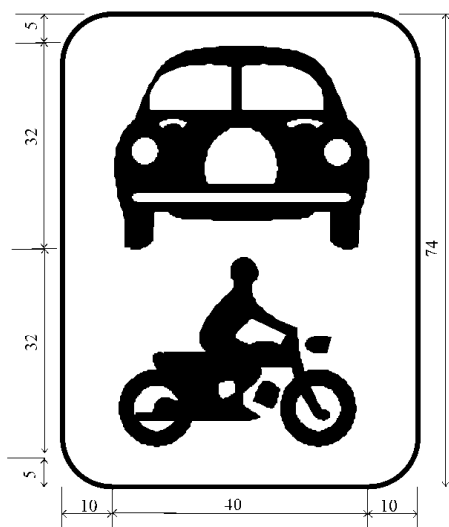
B 区分線を用いない場合



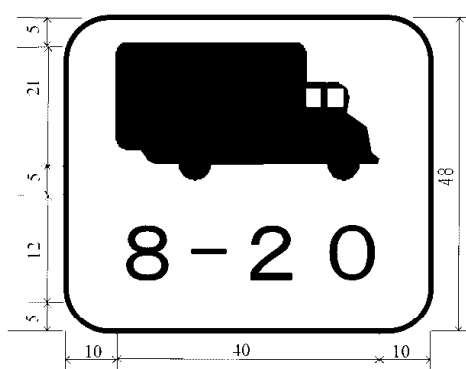
⑤ 「車両の種類 (503-B)」を単独で設置する場合



⑥ 「車両の種類 (503-B)」を組み合わせる場合



⑦ 「車両の種類 (503-B)」と数字を併記する場合



9 取付け方

(1) 取付け方の基準

- ア 標示板は、標識令別表第二に規定するところにより、本板を上方に、補助板をその下方（「終わり（507-C）」については本板の上方）に、それぞれ取り付けるものとする。
- イ 接近した場所に新たに2以上の道路標識を設置する場合等、必要に応じて、同一の柱に標示板を併設するものとする。ただし、表示内容に疑義の生ずるおそれがある場合においては、併設しないものとする。
- ウ 「歩行者等横断禁止（332）」及び「安全地帯（408）」（「指定方向外進行禁止（311-F）」と併設する場合を除く。）は単独で設置するものとする。

(2) 併設する場合の取付け方

ア 併設の基準

- (ア) 併設する本板は、標示板が表示する方向からみて、同一面において原則として2段までとする。
- (イ) 道路標識の併設枚数は、本標識及び補助標識（ただし、補助標識「始まり」、「区間内」及び「終わり」を除く。）を併せて、原則として同一面に4枚以内とする。
- (ウ) 地点規制と区間規制の道路標識は、同一面においてできる限り併設しないこととし、やむを得ず併設する場合は左右に振り分けることとする。
- (エ) 始点標識と区間内標識、区間内標識と終点標識、始点標識と終点標識は、同一面においてできる限り併設しないこととし、やむを得ず併設する場合は左右に振り分けることとする。
- (オ) (ウ)又は(エ)に関わらず、道路標識「時間制限駐車区間(318)」、「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の2)」及び「高齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」と駐車関係標識を併設する場合で、上方の本板（上方の本板に補助板が附置されている場合は当該補助板）と下方の本板の間を10～15センチメートルあけて取り付けるときは、左右に振り分けないこともできることとする。

イ 本板の配列順位

- (ア) 併設する本板の配列は、次の表に示す配列順位が先順位のものから次の配列図（図例（本板の配置図）参照）に示すところにより行うものとする。ただし、配列順位にかかわらず、「横断歩道(407-A・B)」、「自転車横断帯(407の2)」及び「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」は最下端（左右に振り分けた場合にあってはその右側）に配置するものとする。
- (イ) 「最高速度（323）」及び「特定の種類の車両の最高速度（323の2）」については、速度の高いものを先順位とする。
- (ウ) 規則第3条に基づく交差点における左折の表示については、「一方通行（326-A）」を準用するものとする。

(本板の配列順位)

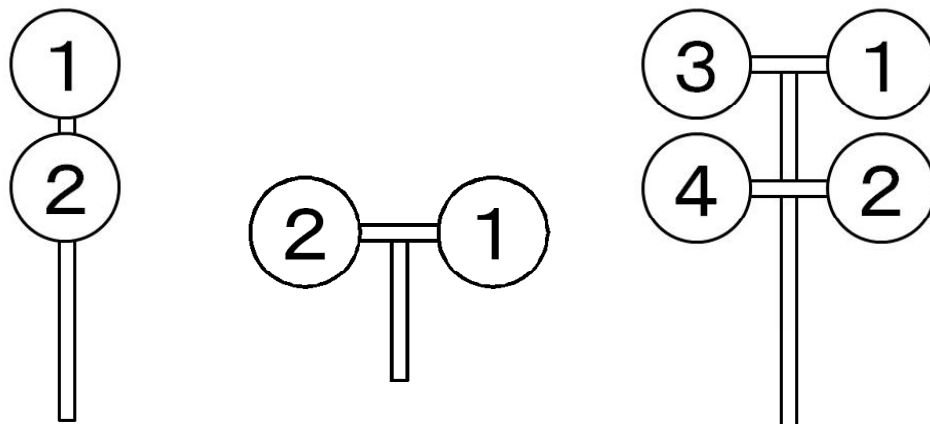
分類	配列 順位	本板の種類	
一時停止又は徐行に関するもの	1	一時停止	330-A・B
	2	徐行 (前方優先道路)	329-A・B (329の2-A・B)
	3	停止線	406の2
通行の禁止・制限に関するもの	4	歩行者等専用	325の4
	5	普通自転車等及び歩行者等専用	325の3
	6	特定小型原動機付自転車・自転車専用	325の2
	7	通行止め	301
	8	車両通行止め	302
	9	車両進入禁止	303
	10	二輪の自動車以外の自動車通行止め	304
	11	大型貨物自動車等通行止め	305
		特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め	305の2
	12	大型乗用自動車等通行止め	306
	13	二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め	307
	14	自転車以外の軽車両通行止め	308
	15	特定小型原動機付自転車・自転車通行止め	309

通行の禁止・制限に関するもの	16	車両（組合せ）通行止め	310	16 17 18 19 20 21
	17	大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止	310の2	
	18	タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め	310の3	
	19	歩行者等通行止め	331	
	20	重量制限	320	
	21	高さ制限	321	
交差点等における右左折の制限に関するもの	22	指定方向外進行禁止	311-A～F	22 23 24 25
	23	転回禁止	313	
	24	一般原動機付自転車の右折方法（二段階）	327の8	
		一般原動機付自転車の右折方法（小回り）	327の9	
	25	環状の交差点における右回り通行	327の10	
通行の方法等に関するもの	26	警笛鳴らせ	328	26 27 28 29 30 31
	27	普通自転車専用通行帯	327の4の2	
	28	一方通行	326-A・B	
	29	特定小型原動機付自転車・自転車一方通行	326の2-A・B	
	30	最高速度	323	
	31	特定の種類の車両の最高速度	323の2	

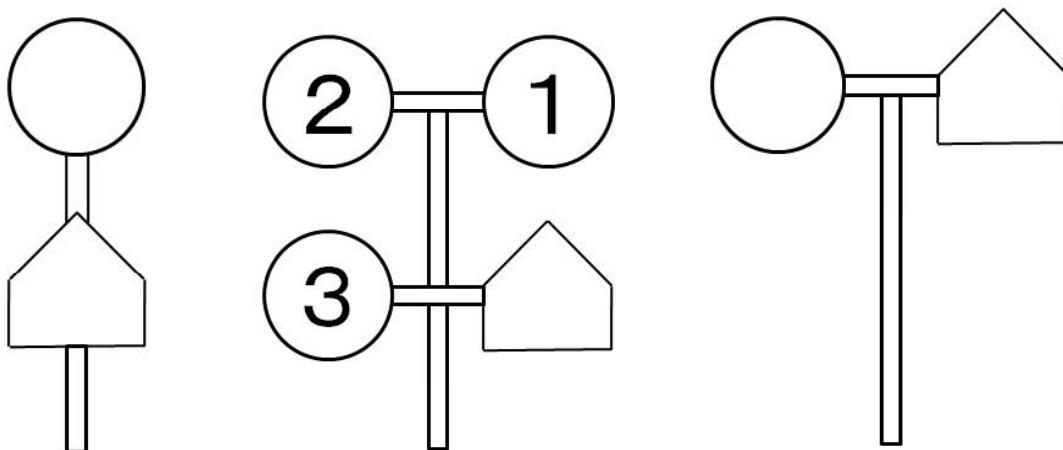
通行の方法等に関するもの	32	最低速度	324	32  33  34  35  36  37  38  39 
	33	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	314	
		追越し禁止	314の2	
	34	転回禁止	313	
	35	車両横断禁止	312	
	36	警笛区間	328の2	
	37	並進可	401	
	38	軌道敷内通行可	402	
	39	優先道路	405	
駐車に関するもの	40	駐停車禁止	315	40  41  42  43  44  45   
	41	駐車禁止	316	
		駐車余地	317	
	42	時間制限駐車区間	318	
	43	高齢運転者等標章自動車駐車可	402の2	
		駐車可	403	
	44	高齢運転者等標章自動車停車可	403の2	
		停車可	404	
	45	平行駐車	327の11	
		直角駐車	327の12	
		斜め駐車	327の13	

図例（本板の配置図）

- ① 「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を併設しない場合



- ② 「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を併設する場合



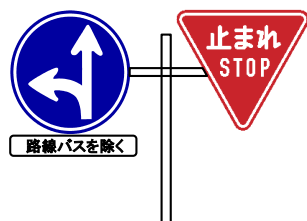
ウ 補助板の附置方法

- (ア) 同一の柱に2以上の標示板を併設する場合は、(エ)の場合を除き、補助板の表示内容が同一のものとなる場合であっても、それぞれの本板の下方に、それぞれの本板に係る補助板を附置するものとする。
- (イ) 補助板を必要としない本板と補助板を必要とする本板を併設する場合には、原則として本板を左右に振り分けて取り付けるものとする（図例(1)参照）。
- (ウ) (イ)によりがたいため、本板を上下に併設する場合に、下方の本板に車両の種類、日・時間、区間内又は距離・区域を表示する補助板を附置するときは、上方の本板には、これらを附置する必要がない場合であっても下方の補助板の表示内容に対応する種類の内容を表示した補助板を附置するものとする（図例(2)参照）。ただし、上方と下方の本板の間隔を10～15センチメートルあけて附置する場合は、この限りでない（図例(3)参照）。
- (エ) 「終わり（507-C）」は、本板の上方に附置するものとし、この場合、附置された補助板は、下方のすべての本板に係る規制の終わりであることを示すものとする（図例(4)参

照)。

したがって、「終わり (507-C)」を用いた終点標識と他の始点標識又は区間内標識とは上下に併設しないものとする (図例(5)参照)。

図例(1) 左右に振り分ける場合

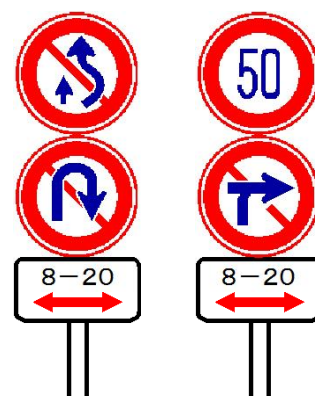


図例(2) 上方の本板に補助板を附置する場合

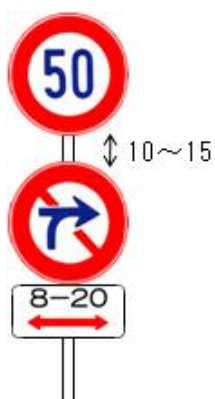
① 正しい設置例



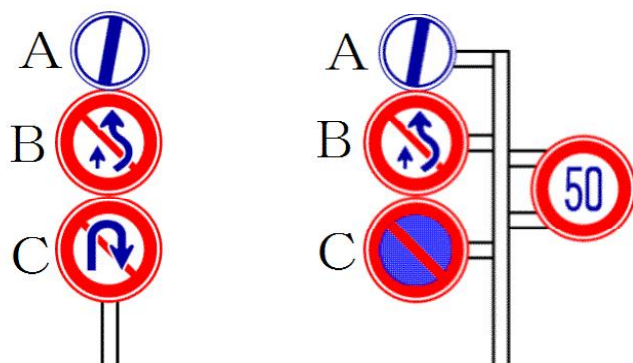
② 誤った設置例



図例(3) 上下の本板の間隔をあける場合



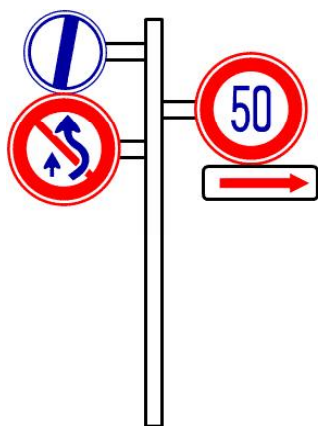
図例(4)



(注) Aは、B及びCの補助標識であることを示す。

図例(5) 「終わり (507-C)」を用いた終点標識と他の始点標識又は区間内標識を併設する場合

① 正しい併設例



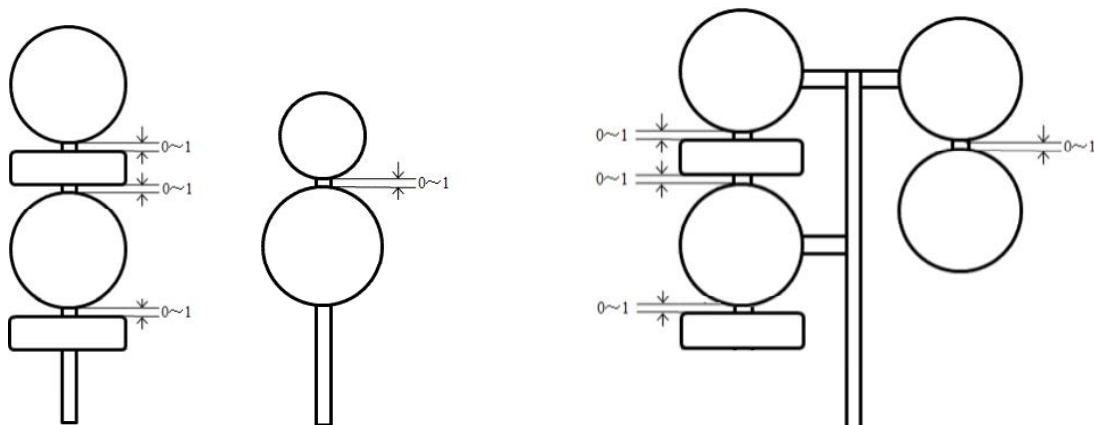
② 誤った併設例



(3) 取付間隔

本板と補助板又は本板相互の取付間隔は0～1センチメートルとする（前記(2)ウの(ウ)のただし書の場合を除く。）（図例参照）。

図例 取付間隔



10 警察署長等が設置する道路標識柱の表示

警察署長等が法第5条第1項の規定により公安委員会の委任を受けて交通規制を行う場合の道路標識（可変式道路標識を除く。）の柱には、「〇〇警察署長」（法第114条の3の適用がある場合には「〇〇県警察高速道路交通警察隊長」等）と表示するなど当該交通規制の実施主体が警察署長等であることを明確にする措置を講ずるものとする。

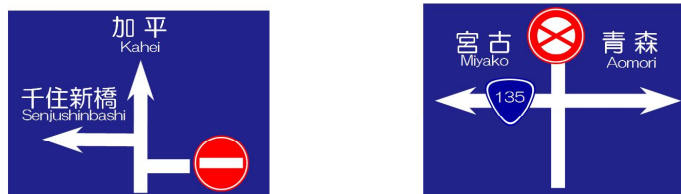
11 道路管理者が設置する道路標識その他の看板との調整

(1) 案内標識等との調整

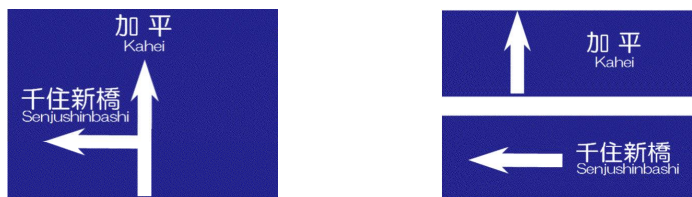
道路標識「指定方向外進行禁止（311-A～F）」、「一方通行（326-B）」、「進行方向別通行区分（327の7-A～D）」若しくは「規制予告（409-A・B）」又は道路標示「進路変更禁止（102の2）」等を設置して交通規制を行う場合は、道路管理者が設置する方面、方向及び距離を表示する案内標識等との関係を考慮し、案内標識等によって示されている方向への進行が規制標識によって禁止されることにより、運転者の判断を迷わせることのないよう道路管理者との間で相互に十分連絡調整するものとする。その際、法第110条の2第3項による道路管理者からの意見聴取等の機会を十分活用すること（図例(1)、(2)参照）。

図例(1) 指定方向外進行禁止の規制に対する調整例

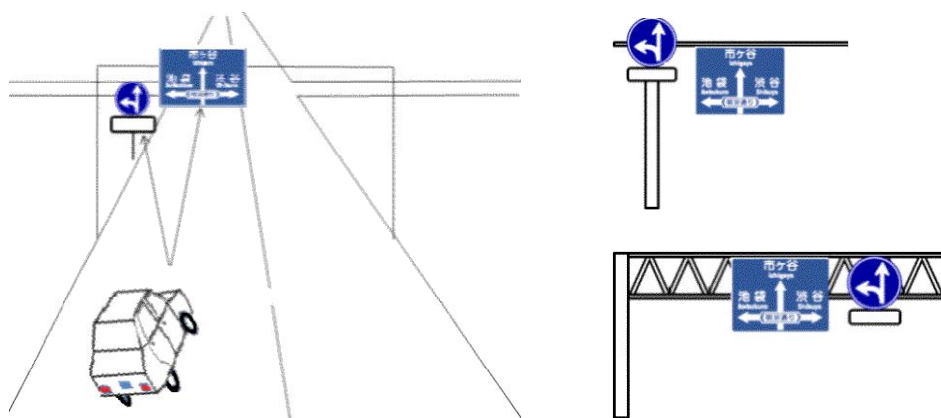
① 禁止された方向に対し、禁止されていることを示唆する方法（全車終日規制の場合）



② 禁止された方向への案内を行わない方法（全車終日規制の場合）

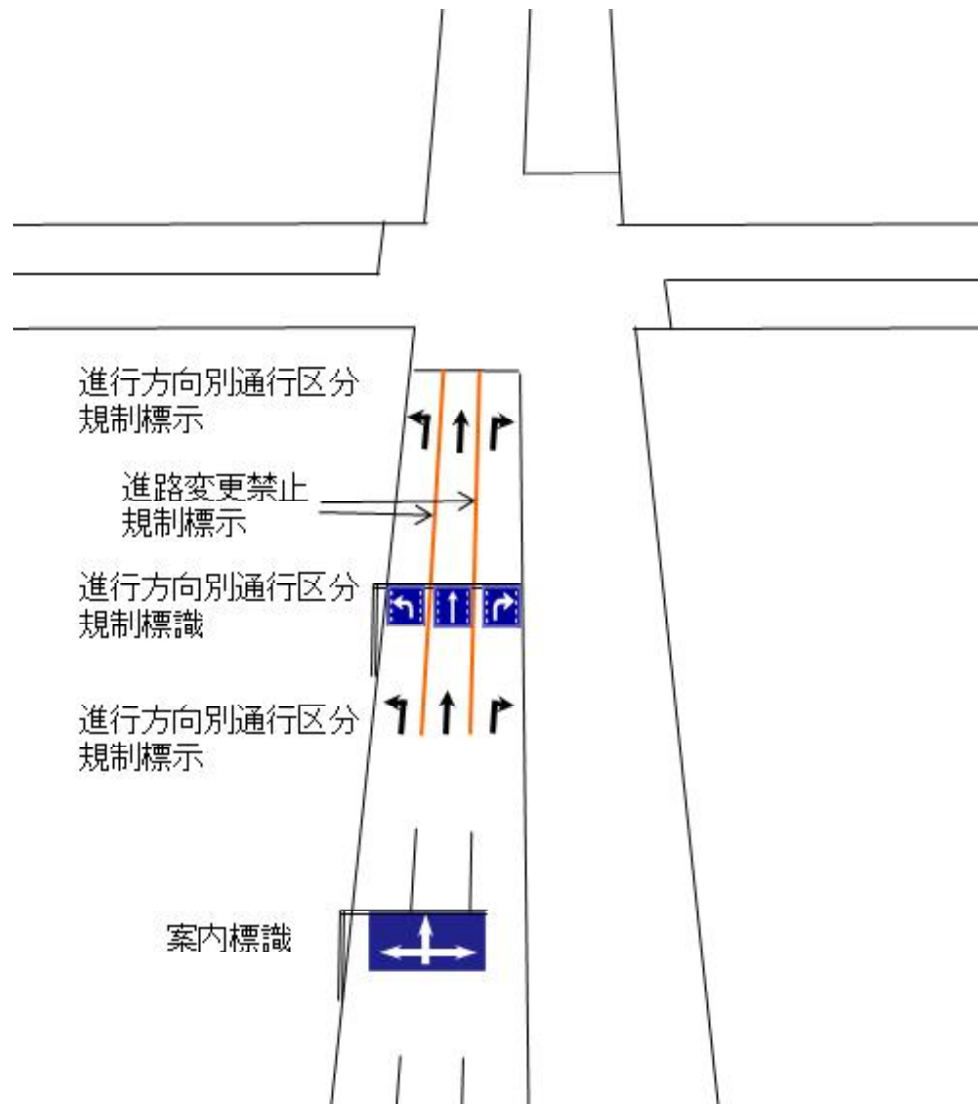


③ 一体的視認性の確保による方法

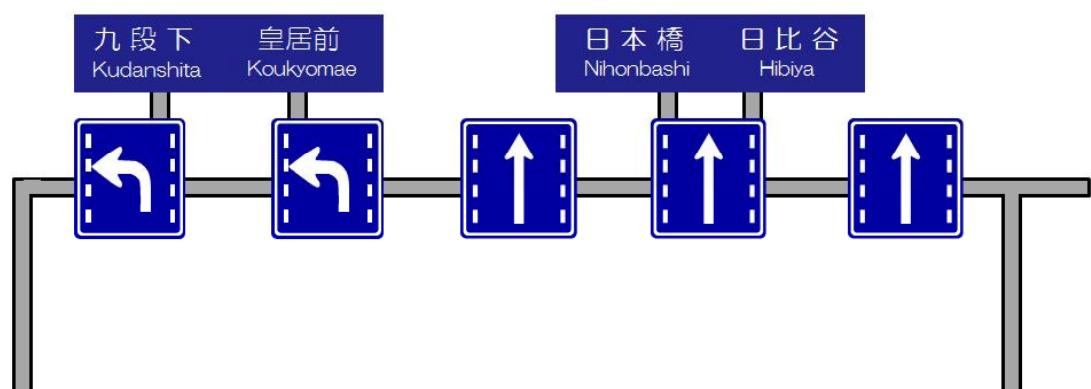


図例(2) 進路変更禁止又は進行方向別通行区分の規制に対する調整例

① 規制開始前に案内標識（又は予告の案内標識）を設置する方法



② 規制標識と方面・方向表示板を併設する方法



(2) 警戒標識との併設

道路の前方が屈曲しているために、最高速度の指定を行う場所等交通の規制が主として道路の構造上の要求から行われている場合は、必要に応じて警戒標識と規制標識を併設することが望ましい（図例参照）。

図例



12 道路標示の設置基準

(1) 道路標示の黄色の色彩

道路標示「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止（102）」等の黄色の色彩は、マンセル参考値5.5YR6.5/12を基準とする。

(2) 反射材料等

道路標示には、原則として反射材料を用いるものとする。特に視認性等を高める必要のある道路標示「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止（102）」、「横断歩道（201）」、「自転車横断帯（201の3）」等の道路標示については、交通事故の発生状況、沿道の状況等を勘案し、通常のペイントによる道路標示に比べ、夜間・雨天時等における反射輝度、視認性等の優れた高輝度の道路標示を設置するものとする。

第4 道路標識等の管理基準

1 標識管理責任者

- (1) 道路標識等の設置及び管理の適正を図るため、警視庁及び各道府県警察（方面）本部（以下「本部」という。）及び各警察署に、それぞれ標識管理責任者1名を置くものとする。
- (2) 標識管理責任者は、本部にあっては道路標識等の設置及び管理を担当する課長が、警察署にあっては警察署長が、それぞれ指名する者をもって充てるものとする。
- (3) 本部の標識管理責任者は、本部において設置する道路標識等の設置及び管理についてその責に任ずるとともに、警察署において設置する道路標識等の設置及び管理に関し、各警察署の標識管理責任者を指導するものとする。
- (4) 警察署の標識管理責任者は、本部の標識管理責任者の指導を受けて、警察署において設置す

る道路標識等の設置及び管理並びに本部が警察署管内に設置した道路標識等の管理についてその責に任ずるものとする。

2 点検

次により常時点検、定期点検及び特別点検を実施し、並びにその結果を確実に記録することにより、道路標識等の設置状況を常に把握し、その適正な管理に努めるとともに、所要の見直しを行うものとする。

(1) 常時点検

交通警察官、地域警察官等による警らその他の日常の警察活動の機会をとらえて、道路標識等の設置状況を点検させ、その異常の有無を報告させる等の常時点検を行うこと。また、道路標識意見箱（以下「標識BOX」という。）や交通安全総点検等の活性化を図り、道路利用者の意見等の反映に努めること。

(2) 定期点検

道路標識点検週間、点検月間等を設定するなど、定期的かつ計画的に点検を行うこと。点検の実施に当たっては、民間委託の活用を検討すること。

(3) 特別点検

風水害等の災害の発生が予想される場合及びその発生直後、標識柱や標示板の倒壊・落下事案が発生した場合等において、特別点検を行うこと。

(4) 点検、見直しの対象及び点検事項

点検、見直しの対象となる道路標識等は以下のとおりである。また、道路標識等の点検に当たっては、「見やすく、分かりやすい」道路標識の管理に努めるとともに、老朽化による標識柱の倒壊や標示板の落下等の事案が発生することのないように配慮すること。

ア 道路標識

(ア) 交通規制の内容又は表示内容が複雑になっているもの

- a 一見して内容が理解できるか。
- b 規制内容は妥当か。
- c 本板による表示内容は妥当か。
- d 補助板の内容が誤解を受けないか。
- e 標示板の大きさは適当か。

(イ) 案内標識、警戒標識等道路管理者の設置する道路標識との整合が図られていないもの

(ウ) 道路標識、看板等が多数組み合わされており、分かりにくくなっているもの

- a 一見して内容が理解できるか。
- b どの道路標識がどの場所に対するものかが明確に分かるか。
- c 道路標識相互の内容の調整はとれているか。
- d 道路標識が交差点付近に集中していないか。
- e 不必要な道路標識、看板等が設置されていないか。
- f 同一種類の道路標識が複数設置されていないか。

- g 案内標識、警戒標識等道路管理者の設置する道路標識等との整合がとれているか。
- h 標示板の大きさは適当か。
- (エ) 街路樹、道路占用物件等により視認性が阻害されているもの
 - a 街路樹の剪定等の管理は適切に行われているか。
 - b 看板等が不法に設置されていないか。
 - c 建物の陰になっていて見えにくくないか。
- (オ) その他表示内容又は設置方法等に検討を要するもの
 - a 一本の柱に異なる場所に対する道路標識が設置されていないか。
 - b 曲折、倒壊、脱落、褪色等はないか。また、それらのおそれはないか。
 - c 他に視認性の高い道路標識の設置位置、設置方法はないか。
 - d 道路標識が歩行者等及び車両等の通行の障害となっていないか。
 - e 規制内容は妥当か。
 - f 補助板の表示内容が適当であるか。
 - g 不必要な道路標識、看板等が設置されていないか。

イ 道路標示

- (ア) 道路標示と道路標識の表示内容が一致していないもの
- (イ) 必要以上に法定外表示等を多用されているもの
- (ウ) 植栽、道路占用物件等により視認性が阻害されているもの
- (エ) 停止線等の設置位置が適切でないもの
- (オ) その他表示内容又は設置方法等に検討を要するもの

※ このほか、摩耗等の点検を始め、道路標識に準じて、運転者等の視点からの点検、見直しを行うこと。

3 補修等

- (1) 点検又は付近の住民の連絡等により、道路標識等の損傷等を発見した場合には、速やかに必要な補修等を行うものとする。
- (2) 風水害等の災害の発生が予想される場合に必要があるときは、事前に道路標識の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

4 道路使用許可等の際の留意事項

- (1) 警察署長等が法第77条第1項の規定により道路使用の許可を行う場合又は法第80条第1項の規定により道路工事の協議に応ずる場合には、当該行為によって道路標識等の効用が妨げられることのないよう、必要な条件を付し、また、道路の拡幅、施設の設置等のため既設の道路標識等の移転等を余儀なくされるときは、道路標識等の原状回復等について必要な条件を付する等の措置をとるものとする。
- (2) (1)の場合において、道路標識等の原状回復に当たっては、確実に交通警察官が現場に立ち会い、道路標識等の設置場所、設置方法等について指示し、道路標識等の効用を損なうことのないよう配慮するものとする。

5 道路標識管理台帳の作成等

- (1) 道路標識等を設置した場合は、その状況を明らかにし、事後の適切な管理に資するため、道路標識管理台帳等を作成し、又は交通規制（道路標識）管理システム等コンピュータを利用したシステムを導入するなどして、その設置実態を把握できるようにするものとする。
- (2) 道路標識管理台帳、交通規制（道路標識）管理システム等には、おおむね次の事項を記録するものとする。

ア 設置年月日

イ 設置道路の種別

ウ 設置場所、所轄警察署

エ 当該規制の番号

オ 柱・本板の番号

カ 本板の種類、規格、材質、反射材料の種別、納入業者

キ 補助板の有無、表示内容

ク 柱の種類、材質、長さ、納入業者

ケ 共架の形態

コ 設置後の管理状況

6 標識BOX等の活用

通常の点検に加え、標識BOX等を通じてドライバー等の道路利用者から寄せられた意見を活用した点検・改善を行うこと。

なお、標識BOX等については、補修箇所の認知など道路標識等の適切な管理に資するものであることから、様々な機会を通じて周知を図り、積極的な情報提供がなされるように配慮すること。